

外出に介助が必要な人へ

福祉車両のレンタカー料金を補助します！

対象者 以下の全てに当てはまる人

◎市内在住の人

◎車いすやストレッチャー等を使用しているため、他の公共交通機関の利用が困難な人およびその親族等

補助月額

レンタカー業者に支払った料金から1,000円を差し引いた額

(上限10,000円、100円未満は切り捨て)

※燃料費、有料道路通行料、駐車場使用料、利用予約取消料などの費用は補助対象外。

対象車両

車いすやストレッチャーのまま乗り降りができる車両



申請方法

以下の書類を窓口に直接または郵送でご提出ください。

①所定の申請書(本会ホームページからダウンロードできます)

②レンタカー事業者が発行した領収書および

利用日・利用車両等の利用内容が記載された書類(写)

③申請者(福祉車両を借りた人)の身分証明書(写)

④利用者の身体障害者手帳または介護保険被保険者証等(写)



ホームページQR

※申請できるは、利用した月から3ヶ月以内です。

申請窓口・問合せ

志木市社会福祉協議会

〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1

電話 048-474-6508

FAX 048-475-0014

Mail vc@shiki-syakyo.or.jp